

よくあるご質問

FAQ

相続相談について

Q どんな人が相談にのってくれるの？

A 経験、実績、信頼のある相続コンサルタントが、相続に関するあらゆるお悩みやご不安など、お話を伺いし、部分的解決ではなく、総合的解決へと導きます。

Q 相談は無料ですか？

A ご相談は無料となっております。お気軽にお問い合わせください。
ご予約は、電話、またはメール、公式LINEにて受け付けております。

Q 相続の相談や手続きの費用・報酬はどのくらいかかるのでしょうか。

A ご相談者の想い・お考えを中心にヒアリングしながら、問題提起～対策案の立案、費用対効果や手続きの流れなどをご説明させていただきます。費用対効果やメリット・デメリットをしっかりと聞きいただき、内容にご納得いただけましたら正式にご依頼ください。
まずは無料相談からお気軽にお申し込みください。

Q 遠方に不動産や預金口座など資産がある場合でも対応してもらえますか？

A 各地域の相続に特化した専門家と対策チームを組み対応していくため、解決に向けスムーズに対応することが可能です。ZOOMなどによる、ビデオ会議システムを導入しておりますので、各地域の専門家とも顔を見ながら相談ができ、クラウドシステムの導入により、資料や情報の共有などもスムーズに行うことができます。また、各関係機関との手続きについては、窓口申請の必要がある場合は、現地の専門家に対応いたします。このほか郵送やオンラインで手続きが可能なものもございますので、出張費用などは軽減することが可能です。ご安心ください。

Q 相談の際に必要なものはありますか？

A ご相談の際は下記資料をご準備いただくとスムーズです。
※なお、ご準備いただけない場合でもご相談は可能です。

- 1、固定資産税納付書の写し、親族関係が分かる資料（※手書きでも構いません。）
- 2、保険、有価証券などの詳細が分かる資料（※証券、取引報告書など）
- 3、債務がある場合は詳細が分かる資料（※債務返済表など）
- 4、預貯金の残高が分かる資料（※初回面談時は、口頭での告知で構いません。）

Q 相続コンサルタントってどんな事してくれるの？

A 何の為に対策をするかを見極めるところからお手伝いさせていただきます。まずは現状把握し、権利関係、税関係の問題を分析しましょう。
じっくりとお話を伺い、最善の対策のご提案や、解決に向けてサポートします。

— 相続に関する質問

Q 誰が相続人になるの？相続分は？

A 誰が相続人になるかについては、民法という法律に基づき決定されます。
例えば、夫が亡くなり、相続人が妻と子2人の場合は、妻が2分の1、子がそれぞれ4分の1となります。

Q 遺産の相続手続きはどのように進めたらいいの？

A 遺言書がない場合は、被相続人(亡くなられた方)の遺産を①誰が、②何を、③どれくらい、相続するのかを、相続人全員で話し合い決定します。これを遺産分割協議と言います。
遺産分割協議は、間違った進め方をしてしまうと、揉め事の原因になってしまったり、多額の税金を支払うことになってしまったり、後々にトラブルになってしまう事が多々あります。
相続放棄については3ヶ月、相続税については10ヶ月など、期限もあることから円滑に迅速な対応が必要となります。相続人が複数人存在する場合は、費用がかかったとしても、必ず相続の専門家を介して説明を受けながら進めていくことをお勧めします。
もちろん弊社でもサポートさせていただいておりますので、気軽にご相談ください。

Q 遺産分割協議書って何？

A 前記 遺産分割協議の結果を書面にまとめたものをいいます。遺産分割協議が適法にされて、請求してきている遺産に関する手続きの権利者であるという確認をするために作成します。

Q 遺言書を書きたいのですが、どのように作成したらいいの？

A 遺言書にはいくつか種類があります。それぞれの特徴やメリット・デメリットを知ったうえで作成することが望まれます。

Q 遺言書が見つかりました。必ず遺言書通りにしなければならないのでしょうか？

A 遺言は被相続人の意思表示ですから最大限尊重すべきですが、もし相続人全員の同意がある場合、遺言書とは異なる内容の遺産分割協議を行う事が可能です。

Q 相続財産にはどのような財産が含まれますか？

A 現金・名義預金を含む預貯金・保険契約、個人年金保険、有価証券、不動産（土地・建物・田畑・山林など）、自動車、各種会員権、貸付金などの債権などのプラスの財産及び、借入金・未払い金などのマイナスの財産まで、全てが相続財産となります。

Q 被相続人の多額の借金が見つかった為、相続放棄をするか悩んでいます。

A 相続財産にはマイナスの財産もあり、プラス財産を超過しているようなこともあります。その場合に検討したいのが、相続放棄と限定承認です。

まず、相続放棄をする場合は、家庭裁判所で所定の手続きをしなければなりません。

他相続人に対して、口頭や書面で相続放棄することを伝えたとしても相続放棄をしたことにはなりませんから、注意が必要です。また相続放棄をするということは、前記、相続財産の全てを放棄することになります。（部分的な放棄はできません。）また、相続人が相続放棄をした場合、民法に基づき、次順位の相続人に相続権が移転します。つまり、今度はその相続人も相続放棄をするかどうかを検討しなければならなくなり、放棄する場合は手続きが必要となります。

また、相続放棄をしても相続財産の管理義務がすぐにはなくなるわけではありません。次の所有者が見つかるまでは、管理責任が残るので注意が必要です。

上記の通り、相続放棄する場合は気をつけなければならないことが沢山出てきます。

いずれにしても、まずは債務超過しているかどうかの見極めが必要ですので、プラスの財産の内訳と、時価額を確認していくことから始めなければいけません。とは言っても相続放棄には亡くなったことを知った時から3ヶ月以内という期限がありますから、スピーディーに対応していかなければなりません。困りごとがありましたら、気軽にご相談ください。

Q 代襲相続とはなんですか？

A 代襲相続とは、相続人となる人が被相続人よりも先に亡くなっている場合、相続人である父母の子どもが、父母に代わって相続人（代襲相続人と言います。）になることです。

Q 生きている間に贈与すれば、相続対策として有効ですか？

A 生きている間に財産を親族又は第三者等へ贈与することを生前贈与といいます。

上手に利用すれば大きな節税効果などメリットもあり、その方法も様々な種類があります。

ただ、不動産や株式など評価方法が難しいものがあり、贈与税の課税だけでなく、不動産取得税、登録免許税など、やり方を間違えると多額の税金を支払うことになってしまい、結局節税にならなかった。というようなこともあるので、注意が必要です。

Q 相続対策は親が認知症になってからでは遅いのですか？

A 親が認知症になったからと言って、全く相続対策ができないとは限りません。

対策に必要なのは「意思能力・判断能力」になります。多少物忘れがあったとしても、また体が衰えてきていたとしても、前記の能力がある状況であれば、契約書や遺言書作成なども可能な場合があります。諦めないで、一度相談してください。

Q 現在存命中の母が一人で居住している実家がありますが、将来母が利用しなくなった場合、空き家になってしまいます。何が問題になるのでしょうか？また良い対策があれば教えてください。

A お母様が入院・施設入所などした場合に、実家が空き家になってしまうと、その時にはお母様の体力やモチベーション、意思能力などが低下している恐れがあります。この場合、例えば実家を売却・換価しようとしても、実家の名義人であるお母様が、実家の土地建物に関する情報の告知や、境界や現場確認と専門家の選定・依頼、宅建業者の選定・依頼と売買価格の決定、各種契約に関する説明を受け、買主と売買契約の締結、決済手続きなどの全てを原則本人が行う必要があります。これが賃貸不動産であれば、賃貸契約・リフォーム・修繕・新規入居者との賃貸借契約などができない可能性があります。事前にできる対策としては、生前の財産移転や、信託などの方法により、後継者や信じて託せる者へ名義を変えておく対策が有効です。

民事信託・家族信託

Q 民事信託（家族信託）とは何ですか？

A 親族等、信じて託せる者に、自身が所有している財産の一部を、信託する目的と管理方法や承継方法など、様々なルールを定め、管理・運用・処分等を託すことができる制度です。

Q 託した財産は、自分の財産ではなくなるのですか？

A 託した後も、ご本人の財産のままです。（意向があれば、自分以外の方の財産にすることも可能です）ただし、託した財産（信託財産）と、ご本人名義の財産とは、別財産（信託財産）として、受託者（財産を信じて託された者）の名義に変更し、分別管理することになります。

Q 信託契約は既に認知症になっている人でも作成できますか？

A 意思能力・判断能力があれば可能です。信託契約は信託法に基づいた契約ですから、当事者全員の合意が必要となります。したがって、合意ができるようでしたら可能ということになります。

Q 信託契約は公正証書で作成しなければいけませんか？

A 必ずしも、公正証書で作成する必要はありません。信託されたい財産や、信託する方、信じて託される方、信託財産に関係する企業や機関の意向・状況などをふまえて、検討する必要があります。

Q 成年後見制度と家族信託との違い

A 成年後見制度は、財産と権利を守り、維持・管理することが趣旨となる、代理人制度です。したがって、この趣旨に反するようなことは一切できません。例えば、積極的な消費や運用、贈与などの財産移転、理由・根拠なく財産を処分するような行為などは、全くできないか、かなり制限されることとなります。

また、家庭裁判所又は後見監督人への定期的な報告等も必要になるため、かかる労力や時間など、負担も軽くはありません。ただ、成年後見制度では、被後見人等の身上看護や介護保険等の契約行為・保険などの解約行為の代理、老齢年金を受給するなど、法律行為を本人に代わってすることが可能です。

一方で、信託の場合、生前の元気なうちに締結した「信託契約書」に基づき、信託の目的や管理方法・承継方法に沿って、管理することになりますから、柔軟な契約書にしておけば、管理者の負担もかなり軽減されます。ただし、管理ができるのはあくまでも信託財産のみとなります。

上記の通り、似ているようで、全く趣旨が異なった制度ですから、必要に応じて使い分けることが重要です。どちらかがあれば、問題ないというわけではありませんので、まずはしっかりと説明を受け、メリット・デメリットを知った上で検討することが大事です。

— 不動産

Q 相続した不動産を売却します。注意点を教えてください。

A 不動産の売却はとて大きな金額にもなりますし、ご不安ですね。売買契約は非常に重要であり契約締結時には大きな責任が生じます。しっかりとした契約書を交わすため注意すべきところが多くあります。

また、相続した不動産を売却する場合、要件を満たせば、特例を活用し、譲渡所得税を節税することができます。こちらを踏まえて契約書など作成することが必要です。

Q 私にあった住宅ローンを教えてください！

A ローン金利には「固定金利型」、「変動金利型」、「固定金利選択型」の3種類があります。住宅ローンの制度や、返済方法の種類など、しっかりと理解をして、ご自身にあったプランを選択しましょう。

— 保険

Q 生命保険の見直して必要ですか？

A 生命保険は生涯にわたって必要なものですが、つけるべき保障は一生のうちに何度も変わります。そのため、保険の見直しはとても重要です。

Q どんな生命保険に加入すればいいの？種類と保険料を教えてください。

A 生命保険は、死亡保険・生存保険・医療保険・がん保険といくつか種類があり、たくさんの商品が販売されている為、保証内容も様々です。
ライフスタイルや所得・貯蓄額を確認し、リスクに備えましょう。

セミナーについて

Q どんなセミナーをやっているの？

A 相続・葬儀・供養・お墓・年金・税金・投資・運用・医療・美容・保険・不動産などの勉強会や、お花・アロマなどのワークショップを定期開催しております！お気軽にお申込下さい。

Q セミナーに参加した後、個別に相談することはできますか？

A ご希望の方は、個別の無料相談に対応しております。